

VI 老人医療事務の技術的助言等と適正化の 推進等について

老人医療事務の技術的助言等と適正化の推進等について

1. 老人医療費の動向と地域格差について

(1) 老人医療費の動向

平成15年度の老人医療費の総額は1兆6,523億円で、対前年度伸び率は△0.7%である。平成15年度の国民医療費が3兆5,375億円であるので、国民医療費に占める老人医療費の割合は、36.9%となっており、また、国民所得に対する老人医療費の割合は3.16%となっている。

老人医療費と国民医療費の推移

年 度	国民医療費		老人医療費		国民医療費 に占める 老人医療費 の割合	国民所得に対 する割合	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %		国民 医療費 %	老 人 医療費 %
昭和58年度	145,438	4.9	33,185		22.8	6.29	1.43
59	150,932	3.8	36,098	8.8	23.9	6.21	1.48
60	160,159	6.1	40,673	12.7	25.4	6.13	1.56
61	170,690	6.6	44,377	9.1	26.0	6.37	1.66
62	180,759	5.9	48,309	8.9	26.7	6.41	1.71
63	187,554	3.8	51,593	6.8	27.5	6.17	1.70
平成元年度	197,290	5.2	55,578	7.7	28.2	6.12	1.72
2	206,074	4.5	59,269	6.6	28.8	5.92	1.70
3	218,260	5.9	64,095	8.1	29.4	5.88	1.73
4	234,784	7.6	69,372	8.2	29.5	6.36	1.88
5	243,631	3.8	74,511	7.4	30.6	6.60	2.02
6	257,908	5.9	81,596	9.5	31.6	6.89	2.18
7	269,577	4.5	89,152	9.3	33.1	7.20	2.38
8	284,542	5.6	97,232	9.1	34.2	7.36	2.51
9	289,149	1.6	102,786	5.7	35.5	7.39	2.63
10	295,823	2.3	108,932	6.0	36.8	7.80	2.87
11	307,019	3.8	118,040	8.4	38.4	8.22	3.16
12	301,418	-1.8	111,997	-5.1	37.2	7.95	2.95
13	310,998	3.2	116,560	4.1	37.5	8.44	3.16
14	309,507	-0.5	117,300	0.6	37.9	8.55	3.24
15	315,375	1.9	116,523	-0.7	36.9	8.55	3.16

※国民医療費（大臣官房統計情報部）の平成8年度から平成14年度の数値は、患者負担分推計額の訂正があったため変更している。

○ 老人医療費及び診療費

年 度	老人医療費		1人当たり老人医療費		診療費 (食事療養及び薬剤の 支給を含む)		1人当たり診療費 (食事療養及び薬剤の 支給を含む)	
	(年間)	伸び率	(年間)	伸び率	(年間)	伸び率	(年間)	伸び率
	億円	%	円	%	億円	%	円	%
昭和 58 年度	33.185		443,010		32,606		435,286	
59	36.098	8.8	461,448	4.2	35,334	8.4	451,678	3.8
60	40.673	12.7	498,637	8.1	39,771	12.6	487,576	7.9
61	44.377	9.1	523,033	4.9	43,346	9.0	510,888	4.8
62	48.309	8.9	548,680	4.9	47,141	8.8	535,411	4.8
平成 63 年度	51.593	6.8	567,930	3.5	50,271	6.6	553,380	3.4
元 年度	55.578	7.7	593,606	4.5	53,885	7.2	575,519	4.0
2	59.269	6.6	608,983	2.6	57,127	6.0	586,976	2.0
3	64.095	8.1	633,841	4.1	61,493	7.6	608,102	3.6
4	69.372	8.2	661,440	4.4	66,299	7.8	632,147	4.0
5	74.511	7.4	684,627	3.5	71,059	7.2	652,905	3.3
6	81.596	9.5	719,244	5.1	77,489	9.0	683,043	4.6
7	89.152	9.3	752,169	4.6	84,496	9.0	712,886	4.4
8	97.232	9.1	781,643	3.9	91,617	8.4	736,500	3.3
9	102.786	5.7	789,853	1.1	95,950	4.7	737,321	0.1
10	108.932	6.0	800,694	1.4	100,748	5.0	740,538	0.4
11	118.040	8.4	832,108	3.9	108,578	7.8	765,407	3.4
12	111.997	-5.1	757,856	-8.9	109,821	1.1	743,130	-2.9
13	116.560	4.1	756,618	-0.2	115,093	4.8	747,096	0.5
14	117.300	0.6	736,512	-2.7	115,757	0.6	726,823	-2.7
15	116.523	-0.7	752,721	2.2	115,009	-0.6	742,937	2.2
16見込	116.000	-0.6	780,000	3.7	114,000	-0.7	770,000	3.6

(ア) 入院

年 度	1人当たり診療費		受診率		1件当たり日数		1日当たり診療費	
	(年間)	伸び率	(年間)	伸び率	(日)	伸び率	(円)	伸び率
	円	%	%	%	日	%	円	%
昭和 58 年度	237,429		84.08		23.72		11,904	
59	252,147	6.2	88.01	4.7	23.67	-0.2	12,105	1.7
60	276,074	9.5	91.36	3.8	23.60	-0.3	12,803	5.8
61	286,913	3.9	92.74	1.5	23.59	-0.0	13,114	2.4
62	298,100	3.9	94.36	1.8	23.53	-0.3	13,428	2.4
平成 63 年度	306,001	2.7	97.34	3.2	23.29	-1.0	13,495	0.5
元 年度	314,006	2.6	98.36	1.0	23.12	-0.7	13,807	2.3
2	315,692	0.5	97.84	-0.5	23.00	-0.5	14,028	1.6
3	319,668	1.3	96.97	-0.9	22.83	-0.7	14,439	2.9
4	333,805	4.4	94.86	-2.2	22.42	-1.8	15,697	8.7
5	337,812	1.2	92.89	-2.1	22.07	-1.6	16,478	5.0
6	353,368	4.6	93.06	0.2	21.73	-1.6	17,477	6.1
7	367,489	4.0	91.71	-1.5	21.58	-0.7	18,573	6.3
8	378,848	3.1	91.00	-0.8	21.29	-1.3	19,556	5.3
9	377,074	-0.5	88.71	-2.5	21.04	-1.2	20,204	3.3
10	380,385	0.9	89.09	0.4	20.56	-2.3	20,770	2.8
11	385,384	1.3	88.55	-0.6	20.40	-0.8	21,336	2.7
12	359,831	-6.6	80.94	-8.6	19.45	-4.6	22,853	7.1
13	356,809	-0.8	79.29	-2.0	19.31	-0.7	23,301	2.0
14	350,883	-1.7	78.38	-1.2	18.96	-1.8	23,607	1.3
15	364,806	4.0	80.00	2.1	18.91	-0.3	24,114	2.1
16見込	382,000	4.8	83.2	4.0	18.9	0.1	24,000	0.7

(イ) 入院外

年 度	1人当たり診療費		受診率		1件当たり日数		1日当たり診療費	
	(年間)	伸び率	(年間)	伸び率	(日)	伸び率	(円)	伸び率
	円	%	%	%	日	%	円	%
昭和 58 年度	187,500		1.130.80		3.84		4,318	
59	188,096	0.3	1.150.23	1.7	3.74	-2.5	4,368	1.2
60	198,822	5.7	1.168.60	1.6	3.66	-2.2	4,648	6.4
61	210,092	5.7	1.187.95	1.7	3.61	-1.4	4,902	5.5
62	223,090	6.2	1.178.85	-0.8	3.61	0.0	5,245	7.0
平成 63 年度	232,357	4.2	1.202.94	2.0	3.52	-2.3	5,480	4.5
元 年度	246,239	6.0	1.223.09	1.7	3.45	-2.2	5,839	6.6
2	254,539	3.4	1.252.46	2.4	3.37	-2.3	6,034	3.3
3	270,898	6.4	1.285.91	2.7	3.32	-1.3	6,338	5.0
4	278,808	2.9	1.313.14	2.1	3.29	-1.0	6,450	1.8
5	294,624	5.7	1.338.26	1.9	3.24	-1.6	6,799	5.4
6	307,843	4.5	1.366.10	2.1	3.20	-1.2	7,045	3.6
7	322,522	4.8	1.386.21	1.5	3.14	-2.0	7,421	5.3
8	332,878	3.2	1.414.41	2.0	3.07	-1.9	7,656	3.2
9	334,821	0.6	1.433.89	1.4	2.92	-5.1	8,006	4.6
10	334,321	-0.1	1.486.69	3.7	2.79	-4.4	8,063	0.7
11	352,399	5.4	1.524.90	2.6	2.75	-1.3	8,393	4.1
12	354,850	0.7	1.553.37	1.9	2.66	-3.4	8,592	2.4
13	361,596	1.9	1.556.91	0.2	2.58	-3.0	9,001	4.8
14	347,516	-3.9	1.550.76	-0.4	2.49	-3.7	9,015	0.2
15	350,895	1.0	1.564.70	0.9	2.40	-3.3	9,332	3.5
16見込	361,000	2.8	1.583.4	1.2	2.4	-1.8	9,700	3.5

(注1) 入院診療費には、入院時食事療養(医科)が含まれている。

(注2) 入院外診療費には、薬剤の支給が含まれている。

(2) 老人医療費の地域格差

平成16年度（見込）の1人当たり老人医療費は78万円で、対前年度伸び率は、3.7%であり、これを各都道府県別にみると、福岡県が96万5千円で最も高く、次いで北海道、大阪府の順であり、福岡県の1人当たり老人医療費は最も低い長野県と比べると約1.5倍となっている。

対前年度伸び率の最も低かった県は、富山県で2.0%である。

これを入院、入院外に分けてみると、1人当たり入院診療費については、北海道が54万1千円で最も高く、次いで沖縄県、福岡県の順となっており、北海道は、最も低い長野県と比べると約1.8倍となっている。

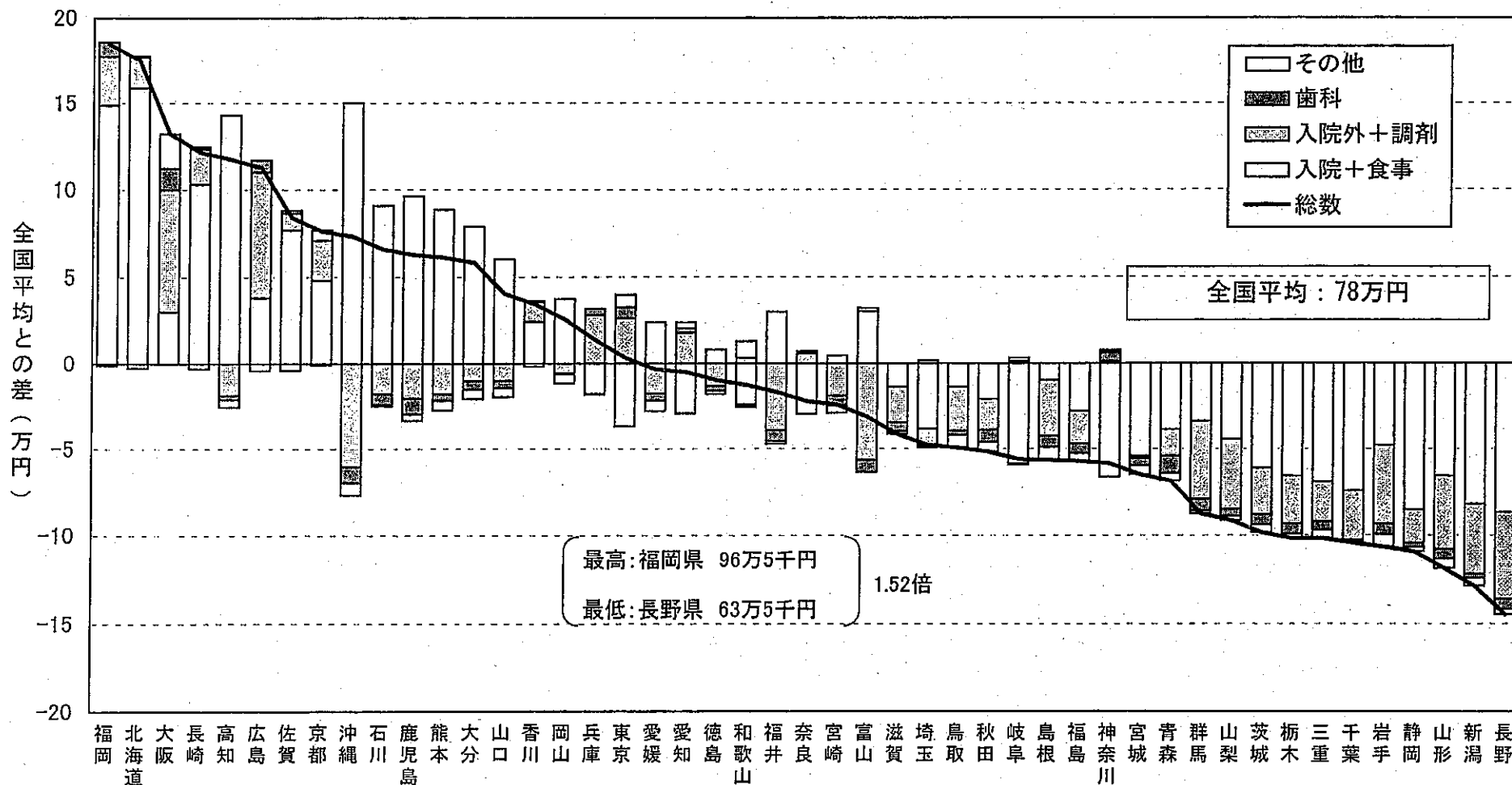
また、1人当たり入院外診療費については、広島県が43万2千円で最も高く、次いで大阪府、福岡県の順となっており、広島県は、最も低い沖縄県と比べると約1.4倍となっている。

「老人医療費の伸びを適正化するための指針（平成15年9月11日厚生労働大臣告示）」において示しているとおり、各地域の老人医療費の水準は、疾病発生状況、患者の受診動向のほか、医療提供体制の状況、保健事業及び介護サービスの実施状況、さらには医療に関する住民意識等とも関連があり、老人医療費の適正化に当たっては、まずは地域における老人医療費の現状把握・分析を行うことが重要である。

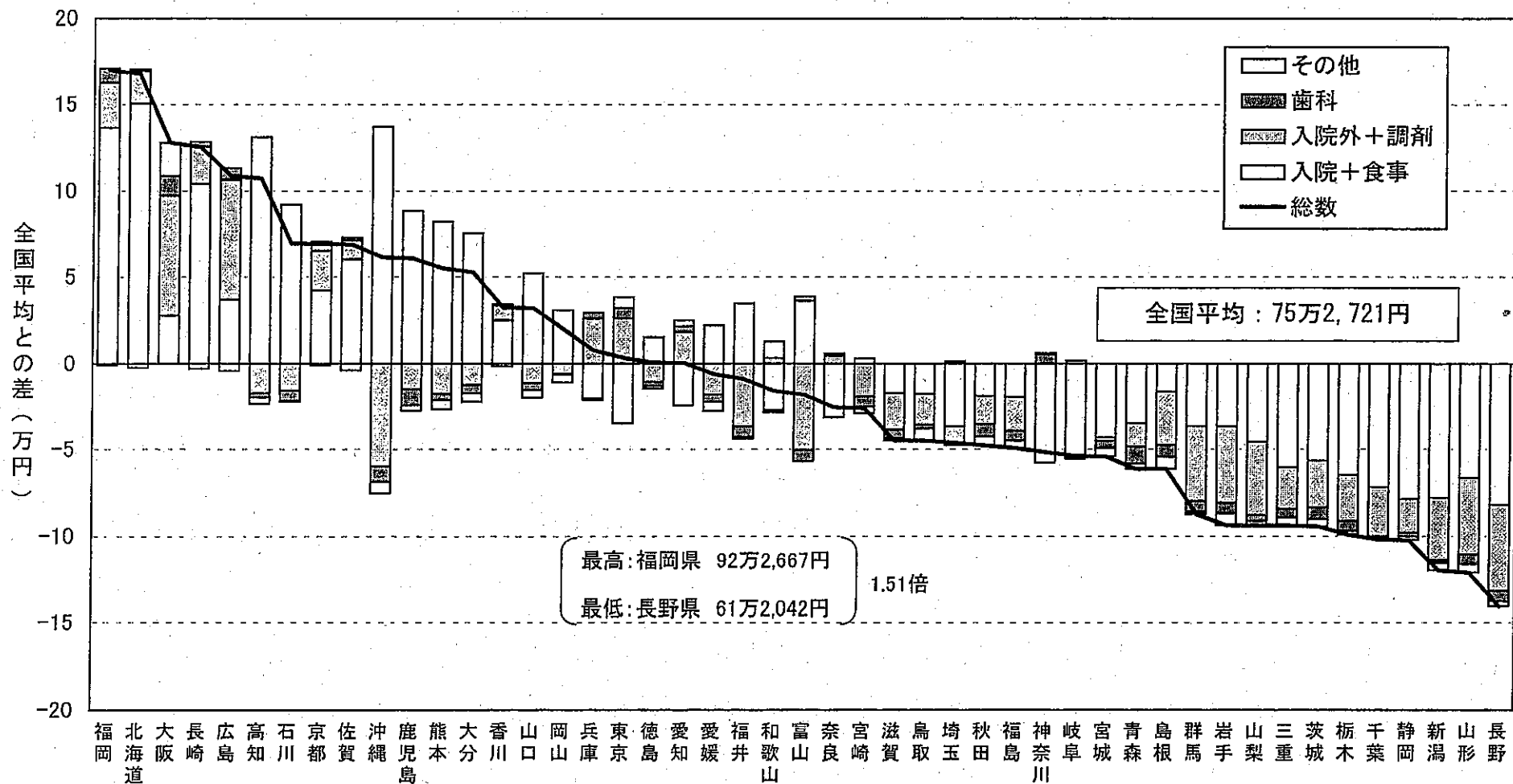
都道府県においては、指針を踏まえた取組を、都道府県関係部局や保険者、被保険者、医療関係者や学識経験者の協力・連携の下、着実に推進するとともに、市町村に対しても、地域の実情を踏まえ、同様の取組を行うことにより、老人医療費の動向等を踏まえた適正化事業を推進するよう特段の指導をお願いします。

1人当たり老人医療費の診療種別内訳(全国平均との差)

～平成16年度見込み～



1人当たり老人医療費の診療種別内訳(全国平均との差) ～平成15年度～



都道府県別1人当たり老人医療費の状況(平成16年度見込み)

	1人当たり老人医療費				1人当たり診療費				
					入院		入院外		
	順位	千円	伸び率 %	順位	千円	伸び率 %	順位	千円	伸び率 %
全 国		780	3.7		382	4.8		361	2.8
福 岡	1	965	4.6	3	531	5.9	3	390	3.3
北 海	2	956	3.8	1	541	5.0	8	379	2.5
大 阪	3	913	3.7	17	412	5.1	2	430	2.4
長 崎	4	902	2.7	5	485	3.4	7	381	2.4
高 知	5	898	4.4	4	525	5.9	27	342	2.6
広 島	6	893	3.6	13	420	4.7	1	432	2.9
佐 賀	7	864	5.2	10	459	7.9	11	370	2.5
京 都	8	856	4.1	12	430	5.8	6	383	2.5
沖 縄	9	853	4.8	2	532	6.0	47	300	3.1
石 川	10	846	2.9	7	473	3.5	24	343	2.4
鹿 児 島	11	843	3.6	6	478	5.5	31	340	1.4
熊 本	12	841	4.2	8	471	5.4	25	343	3.0
大 分	13	838	4.1	9	461	4.7	20	350	3.5
山 口	14	821	4.6	11	442	6.1	19	351	3.3
香 川	15	815	3.8	18	407	4.3	10	372	3.5
岡 山	16	806	4.4	14	420	6.1	17	355	2.8
兵 庫	17	794	4.4	25	364	5.9	4	389	3.2
東 京	18	784	3.6	32	346	4.8	5	387	2.7
愛 媛	19	777	4.0	19	406	5.1	23	343	3.1
愛 知	20	775	2.9	29	353	3.7	9	378	2.6
徳 島	21	770	2.3	20	390	2.7	21	347	2.1
和 歌 山	22	768	4.2	27	358	6.1	13	364	2.8
福 井	23	764	2.7	16	412	3.2	39	322	2.4
奈 良	24	758	4.3	30	353	5.9	12	367	3.2
宮 崎	25	756	4.1	21	387	5.1	28	342	3.2
富 山	26	749	2.0	15	412	2.9	46	304	1.3
滋 賀	27	739	4.4	23	368	6.0	32	340	3.3
埼 玉	28	733	3.7	33	344	4.8	18	351	2.8
埼 玉	29	731	3.3	24	368	6.1	34	335	0.7
秋 田	30	729	3.3	26	361	4.5	26	343	2.5
岐 阜	31	724	3.6	38	324	3.8	14	362	3.7
鳥 取	32	724	4.7	22	372	6.9	38	328	2.7
福 島	33	723	2.8	28	354	2.6	29	341	3.2
神 奈 川	34	722	2.9	42	316	2.8	15	362	3.1
宮 城	35	715	2.4	37	328	2.0	16	359	2.9
青 森	36	712	2.9	34	343	4.1	22	345	2.3
群 馬	37	693	4.1	31	348	6.1	44	315	2.4
山 梨	38	689	4.5	35	338	5.9	41	320	3.6
茨 城	39	682	3.5	39	321	4.1	35	334	3.1
栃 木	40	678	3.8	41	316	5.4	36	333	2.7
三 重	41	678	2.9	43	313	2.9	33	338	3.3
千 葉	42	676	3.8	44	308	5.0	37	332	3.1
岩 手	43	674	2.2	36	334	1.9	43	315	2.7
静 岡	44	671	3.1	46	297	3.8	30	341	2.9
山 形	45	661	4.7	40	317	6.1	42	318	3.7
新 潟	46	651	2.9	45	300	4.6	40	321	1.8
長 野	47	635	3.7	47	295	4.4	45	311	3.4

注1. 入院には、入院時食事療養(医科)を含む。

注2. 入院外には、薬剤の支給を含む。

都道府県別1人当たり老人医療費の状況（平成15年度実績）

	1人当たり老人医療費				1人当たり診療費			
					入院		入院外	
	順位	伸び率	順位	伸び率	順位	伸び率	順位	伸び率
		円	%		円	%	円	%
全 国		752,721	2.2		364,778	4.0	350,895	1.0
福 岡	1	922,667	2.0	3	501,201	4.6	377,212	-0.3
北 海	2	920,711	2.4	1	515,235	4.5	369,885	0.5
大 阪	3	880,524	2.2	17	392,429	3.9	420,182	1.2
長 崎	4	878,047	2.2	5	468,989	3.7	372,307	1.1
広 島	5	861,554	2.9	13	401,598	3.5	420,426	2.9
高 知	6	859,979	4.4	4	495,798	7.3	333,295	1.4
石 川	7	822,124	1.7	6	456,765	1.8	334,933	2.0
京 都	8	822,003	2.4	12	406,987	4.0	373,834	1.2
佐 賀	9	821,539	2.9	10	425,052	6.8	361,610	-0.3
沖 縄	10	814,221	5.2	2	501,872	7.6	290,965	1.8
鹿 児 島	11	813,554	1.8	7	453,267	4.1	335,751	-0.7
熊 本	12	807,639	2.4	8	446,656	4.5	332,911	0.6
大 分	13	805,398	2.2	9	440,032	4.2	338,368	0.4
香 川	14	785,205	1.8	18	389,750	3.0	359,365	1.2
山 口	15	784,830	1.7	11	416,965	2.9	339,360	0.9
岡 山	16	772,449	2.4	16	395,714	4.9	345,017	0.4
兵 庫	17	760,554	2.1	27	344,241	4.2	376,730	0.7
東 京	18	756,144	1.3	32	329,828	2.5	376,893	0.5
徳 島	19	753,275	0.7	20	380,087	2.2	340,196	-0.1
愛 知	20	753,232	2.0	28	340,381	3.2	368,981	1.4
愛 媛	21	746,731	2.0	19	386,688	2.6	332,635	1.8
福 井	22	743,652	2.4	15	399,624	3.4	314,089	1.9
和 歌 山	23	736,704	2.9	29	337,597	5.7	354,079	1.1
富 山	24	734,395	1.6	14	400,871	2.6	300,507	1.2
奈 良	25	727,074	3.1	30	333,207	6.0	355,397	1.0
宮 崎	26	726,554	2.3	21	367,937	4.0	331,374	1.1
滋 賀	27	707,754	4.1	23	347,433	7.3	329,431	1.4
鳥 取	28	707,709	4.0	24	346,971	6.7	332,925	2.1
埼 玉	29	706,436	2.5	34	328,111	4.1	341,313	1.3
秋 田	30	704,940	4.3	25	345,773	7.3	334,423	2.0
福 島	31	703,529	2.6	26	345,348	4.0	330,982	1.6
神 奈 川	32	701,131	1.5	40	307,286	2.6	350,795	0.9
岐 阜	33	698,890	2.9	38	311,729	3.7	349,146	2.7
宮 城	34	698,606	2.6	36	321,707	5.5	348,947	0.7
青 森	35	691,453	1.4	31	329,965	2.1	337,288	1.3
島 根	36	691,370	2.1	22	348,236	3.8	319,677	1.0
群 馬	37	665,317	2.6	33	328,265	5.4	307,597	0.3
岩 手	38	659,172	1.7	35	327,958	2.7	306,729	1.1
山 梨	39	659,051	2.7	37	319,178	4.3	308,701	1.6
三 重	40	659,004	1.4	41	304,320	2.0	326,884	1.2
茨 城	41	658,588	1.8	39	308,303	3.1	323,639	1.2
栃 木	42	653,741	2.5	42	300,050	4.9	324,333	1.0
千 葉	43	650,809	2.3	44	293,023	4.1	322,580	1.2
静 岡	44	650,476	1.9	46	286,187	4.2	331,647	0.4
新 潟	45	632,872	2.5	45	286,897	5.2	314,961	0.7
山 形	46	631,615	1.0	43	298,290	2.0	306,923	0.5
長 野	47	612,042	2.6	47	282,903	4.4	300,837	1.5

注1. 入院には、入院時食事療養（医科）を含む。

注2. 入院外には、薬剤の支給を含む。

2. 老人医療費の適正化の推進等について

(1) 老人医療事務に係る技術的助言等について

1) 地方厚生局における老人医療事務の技術的助言等について

都道府県及び市町村に対する技術的助言等については、平成13年度から地方厚生局において実施しているところであり、平成18年度においても、都道府県と地方厚生局が連携を密にし、効果的な助言等が実施されるよう協力方よろしく願います。

2) 都道府県における市町村に対する老人医療事務の技術的助言等の充実

老人医療費が年々増加し続けている状況を踏まえ、老人医療事務の技術的助言等の実施に当たっては、助言体制の充実強化に努めることはもとより、市町村に対しては、老人医療費の動向把握、増加要因分析をはじめ、レセプト点検の充実強化、重複受診者等に対する訪問指導活動等老人医療費の適正化対策の推進について、適切な技術的助言や勧告又は是正の要求を行うとともに、その対応状況の報告を求め等技術的助言等の徹底を図り、特に、1人当たり医療費の高い市(区)においては、重点的な適正化対策が実施されるよう指導を願います。

なお、保健所及び福祉事務所等の機関を活用して技術的助言等を実施している都道府県においては、担当者の研修会、連絡会議を開催し、統一した方針のもとに技術的助言等が行われ、市町村に対する技術的助言等に差異が生じないよう徹底するとともに、これらの機関による技術的助言等の実施状況を的確に把握するよう願います。

また、老人医療費の適正化事業への取組が優良な市町村の事例を収集し、他の市町村へ積極的にこれを紹介していただきたい。

(2) 老人医療費の適正化の推進について

従来から取り組んでいる以下の事項については、医療費適正化の推進事業として実施することとしているので、引き続き各市町村の指導を願います。

1) 適正化対策の重点事項

① レセプト点検の充実強化

レセプトの縦覧点検のうち電算処理では点検できないものについて、各市町村のレセプト点検専門員等による点検の取組状況をみると、依然として未実施又は実施の低調な市町村が見受けられるので、引き続き、医療事務経験者の雇い上げ等により、全市町村においてレセプト点検専門員等による縦覧点検が実施できるよう指導を願います。

また、レセプト点検(請求点数等)を委託業者により実施している市町村においては、その実施状況を的確に把握して必要に応じて指示を行うなど効果的な点検の実施に努めるよう指導を願います。

② 重複・頻回受診者に対する訪問指導等の実施

重複・頻回受診者に対する訪問指導については、共同電算処理等による重複受診者等一覧表やレセプト縦覧点検等により把握した重複受診者等のうち、保健指導・受給者教育が必要と認められる者について、保健事業担当部門との連携あるいは、在宅保健師や看護師の活用による訪問指導等を積極的に実施し、その結果等の状況把握に努めるよう指導をお願いする。

なお、訪問指導に当たっては、適正な受診を妨げないよう十分留意するよう指導をお願いする。

③ 交通事故等第三者行為に係る求償等の徹底

交通事故等第三者行為に係る求償については、早期発見と迅速な求償処理が必要であることから、市町村担当職員の実務能力を高めるための研修会の実施や、共同電算処理等による交通事故該当者一覧表の活用、レセプト点検、医療機関との連携や市町村で行う交通災害共済の担当部門との連携などにより給付発生原因を確実に把握し、第三者行為による保険給付であることが判明した場合は、適正な求償処理を行うとともに、債権管理台帳の作成などにより、求償もれが生じないように求償事務の効率的処理について指導をお願いする。

なお、国民健康保険団体連合会が実施している第三者行為求償事務共同事業を活用するなど、第三者行為求償事務の円滑な処理に努めるよう併せて指導をお願いする。

④ 1人当たり医療費が高い市（区）における適正化対策の強化

1人当たり医療費が高い市（区）に対しては、医療費が高額となっている要因の分析やレセプトの重点点検事業の実施など、適正化対策の重点的な取組について指導をお願いする。

⑤ 医療費通知の実施

医療費通知については、当該事業が同化・定着してきたことに鑑み、平成10年度から一般財源化したところであるが、年々未実施の市町村数が増加してきている。

この通知は、受給者に健康に対する認識を深めさせ、老人保健事業の健全な運営に資するものであること等の趣旨を踏まえて適切な通知の実施の指導をお願いする。

2) 保健事業担当部門及び介護保険担当部門との連携

1人当たり医療費が高い市町村や対前年度比の伸び率が高い市町村等に対しては、老人医療費の動向分析の結果を活用して保健事業担当部門及び介護保険担当部門との連携を図り、老人保健事業・介護保険事業の総合的实施を積極的に推進するよう指導をお願いする。また、適正化の観点から市町村におけるレセプト点検において介護保険担当部門と連携を図り、要介護被保険者等の情報を活用するなど、介護保険との給付調整を的確に実施するよう指導をお願いする。

(3) 老人医療費適正化推進費補助金（老人医療費適正化推進事業）について

平成18年度予算案において、老人医療費の適正化を推進するための補助金事業に係る予算として、現在、国会提出中の健康保険法等の一部を改正する法律案に基づく制度改正の施行準備等に要する経費を含め、約43億円を計上しているが、現時点での補助方針案は次のとおりである。

なお、以下の内容については、関係者の御意見等を踏まえ、今後変更する可能性があることを申し添える。

また、予算案及び改正法案の成立後、正式にお知らせする予定である。

1) 補助方針案

平成18年度の従来の適正化補助金事業については、「老人医療費適正化の推進について」（平成17年4月7日保発第0407001号による改正通知）の「老人医療費適正化推進事業実施要綱」に基づき実施する。

また、平成18年度は、制度改正の施行準備等に要する経費として、以下の事業について補助を行うこととしている。

① 都道府県事業（単年度限りの措置）

- ・ 広域連合の設置に係る市町村との連絡調整等経費

広域連合の設置に係る市町村との連絡調整及び会議等の開催経費で、全都道府県を対象とする。また、基準額については、100万円を限度とする。

② 市町村事業（単年度限りの措置）

- ・ 患者負担見直しに係る市町村システムの整備経費

患者負担割合及び自己負担限度額の見直しに伴う市町村システムの修正等に要する経費で、適正化補助金の交付要件にかかわらず全市町村を対象とする。

また、基準額については、別途、システム区分により設定する。

（平成14年度と同様）

- ・ 広域連合の設置に係る一時的な準備経費

県下全市町村が加入する広域連合の設置に要する一時的な経費を対象とする。

（後年度に支出する経常的な経費（賃料・光熱費・リース料等）は除く。）

また、基準額については、2,000万円を限度とする。

なお、申請に当たっては、市町村共同事業のため代表となる1市町村（幹事市町村）が行う。

2) 実施スケジュール

実施に係る実施要綱、事業の対象基準及び交付要綱に係る通知の発出と都道府県のヒアリングの日程については、別途連絡する。

適正化指針に基づく推進体制の設置状況について

- 平成18年3月8日現在 29道府県で推進体制を設置

- 平成15年度に設置の県（3県）
 - 福岡県（平成14年11月1日）※ 指針(15.9.11)が示される以前から自主的に立ち上げ。
 - 富山県（平成15年11月28日）
 - 香川県（平成16年2月9日）

- 平成16年度に設置の県（14県）

北海道（平成16年5月27日）	大分県（平成16年11月30日）
高知県（平成16年7月12日）	千葉県（平成16年12月13日）
山形県（平成16年7月22日）	沖縄県（平成17年1月14日）
静岡県（平成16年7月28日）	青森県（平成17年1月24日）
佐賀県（平成16年7月28日）	茨城県（平成17年3月28日）
和歌山県（平成16年8月5日）	宮崎県（平成17年3月28日）
山口県（平成16年10月15日）	鹿児島県（平成17年3月29日）

- 平成17年度に設置（12県）

福岡県（平成17年6月3日）※ 従前の協議会は、平成16年度末に提言を策定し、改組。	
大阪府（平成17年6月10日）	滋賀県（平成17年10月27日）
秋田県（平成17年6月28日）	栃木県（平成17年11月14日）
岩手県（平成17年7月5日）	愛媛県（平成17年11月28日）
埼玉県（平成17年8月26日）	島根県（平成17年12月15日）
熊本県（平成17年9月1日）	神奈川県（平成18年2月14日）
長崎県（平成17年9月27日）	宮城県（平成18年2月28日）

※日付は、初回会議開催日である。

- 老人医療費の伸びを適正化するための体制について
 - 都道府県における検討体制は、平成20年度以降も県内の老人医療費について分析・把握及び事業検討を行う体制として引き続き存続させる。

- 適正化計画の策定について
 - 平成17年度までに策定済み又は策定中のところは、平成20年度までに政策目標・数値を追加するため見直しを行う。
 - 平成18年度から策定するところは、新たな医療費適正化計画の準備作業として位置付ける。（平成20年度に策定する医療費適正化計画に盛り込む。）